部長及び参事官　　免許発第９０号
殿　　令和７年３月26日
所　属　長　　10年保存（口訓）
本　部　長

運転免許の効力の仮停止等に関する事務取扱要領について（通達乙）

運転免許の効力の仮停止及び自動車等の運転の仮禁止に関する事務処理要領については、これまで「運転免許の効力の仮停止等に関する事務取扱要領について（通達乙）」（令和５年12月21日免許発第228号。以下「旧通達」という。）に基づき運用してきたところであるが、道路交通法の一部を改正する法律（令和４年法律第32号）の施行に伴い、下記のとおり事務処理要領を定め、令和７年３月27日から実施することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、旧通達は廃止する。

記

第１　目的

この要領は、免許の仮停止及び自動車等の運転の仮禁止（以下「仮停止等」という。）に関する事務について、制度の趣旨に照らし、その迅速適正な処理を図るため事務取扱いの基準を示したものである。

第２　対象事故事件の捜査

１　現場臨場

死亡事故事件については、仮停止等に該当する場合が多いので、署長若しくは高速隊長（以下「署長等」という。）が指名した幹部が現場に臨場して、事件の真相究明に努めること。

２　本処分に関する関係書類の作成

署長等は、実況見分等の結果によって、当該事故事件が仮停止等に相当する事案であると認めたときは、直ちに当該事故事件が迅速適正に処理されるよう必要な措置を講じ、おおむね事故発生後（交通事故の救護義務違反にあっては、被疑者の検挙後）48時間以内に本処分に関する関係書類の作成が行われるようにすること。

３　免許事実の確認

仮停止等に相当する交通事故を起こした者の中には、故意に免許を受けていること又は免許内容を偽る者があると思われるので、捜査に当たっては必ず免許事実を確認すること。

第３　事実の認定

１　違反行為に関する事実認定

仮停止等事案の多くは非現認の事故事件であるから、違反行為に関する事実認定に当たっては、実況見分を入念に行うなどにより、事案の真相を適確に把握しておくこと。

2　因果関係の究明

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第103条の２第１項第２号及び第３号は、「一定の違反行為をし、よって交通事故を起こし」たことをその処分理由としており、違反行為が直接又は間接の原因となって交通事故が起きたこと、換言すれば違反行為と交通事故との間に何らかの因果関係が存在することを要件としているので、事実認定に当たってはこの関係の究明に努めること。

なお、この因果関係の究明を速やかに行うことが困難な事案については、仮停止等の処分は行わないようにすること。

第４　処分の決定

1　報告及び連絡

(1)　署長等は仮停止等の処分を行おうとするときは、あらかじめ免許センター長に事案の概要及び処分を必要と認める理由を報告し、処分についての意見を聴いた上で処分を決定すること。

(2)　(1)の報告を受けた免許センター長は、仮停止等の処分を行おうとする者の住所地が他の都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の管轄区域内にある場合は、直ちに(1)の報告事項をその者の住所地を管轄する公安委員会に連絡すること。

(3)　(1)及び(2)の報告及び連絡は、別添の仮停止等事案発生即報要領によって行うこと。

2　処分決定上の留意事項

(1)　被害の程度又は責任の度合いが軽微で、明らかに軽い本処分に相当すると認められる事案については、仮停止等は行わず、速やかに本処分が行われるよう手続をとること。

(2)　仮停止等の処分事由に該当した者が負傷又は病気等のため、明らかに仮停止等の期間内に自動車等を運転することがないと認められる場合は、仮停止等は行わず、速やかに本処分が行われるよう手続をとること。

第５　仮停止等処分の執行

署長等は、仮停止等をしたときは、当該処分を受けた者に道路交通法施行規則（昭和35年総理府第60号。以下「規則」という。）別記様式第19の２の仮停止処分通知書又は仮禁止処分通知書により通知するものとする。

第６　免許証及び国際運転免許証等の保管及び返還等

1　仮停止等の処分を行った場合、処分を受けた者の運転免許証（以下「免許証」という。）又は免許情報記録個人番号カード（以下「マイナ免許証」という。）の保有状況に応じて、次の措置を講じること。

(1)　仮停止等を受けた者が免許証のみを有する者である場合は、免許証の提出を受ける。

(2)　仮停止等を受けた者がマイナ免許証のみを有する者である場合は、免許情報記録の抹消を行う。

(3)　仮停止等を受けた者が免許証及びマイナ免許証を有する者である場合は、免許証の提出を受けるとともに、免許情報記録の抹消を行う。

(4)　仮停止等を受けた者が国際運転免許証又は外国運転免許証（以下「国際運転免許証等」という。）を有する者である場合は、国際運転免許証等の提出を受ける。

2　仮停止等の処分を行った事案について、本処分が行われるまでの間における免許証又は国際運転免許証等の保管は、法第103条の２第５項（法第107条の５第10項において準用する場合を含む。）の規定により免許センターにおいてすること。

3　仮停止等の期間内に処分を受けた者が公安委員会の管轄区域を異にして住所を変更した場合における変更後の住所地を管轄する公安委員会への法第103条の２第６項（法第107条の５第10項において準用する場合を含む。）の規定による処分移送通知書並びにその際における仮停止通知書又は仮禁止通知書並びに免許証又は国際運転免許証等（免許証又は国際運転免許証等の提出を受けた場合に限る。）の再送付は、当該仮停止等の期間内に法第94条第１項（法第95条の５第２項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による住所変更に関する免許証の記載事項の変更届出があったとき（法第95条の５第３項（第２号に係る部分に限る。）の規定により住所変更等の届出を要しない場合（住所変更ワンストップサービス等の適用を受ける場合）を含む。）又は国際運転免許証等を所持する者から住所を変更した旨の通知があったときに限り行うようにすること。

4　仮停止等の処分を行い、免許証又は国際運転免許証等の提出を受けた場合は、当該免許証又は国際運転免許証等を提出した者に対して、次のことを教示しておくこと。

(1)　仮停止等の期間内に、本処分が行われなかった場合は、免許証又は国際運転免許証等の返還は、免許センターで行う。

(2)　仮停止等の期間内に公安委員会の管轄区域を異にして住所を変更した場合は当該期間内に速やかに法第94条第１項の規定による免許証の記載事項

の変更届出（国際運転免許証等を所持する者にあっては、仮禁止をした警察署長に対して住所を変更した旨の通知）をすべきこと及びその届出（通知）を怠ったときは、免許証又は国際運転免許証等の返還を事案発生時の住所地の警察本部行政処分担当課で行うことになる。

5　仮停止等の処分を行い、免許情報記録の抹消を行った場合は、当該者が停止期間（本処分に係るものを含む。）の満了又は停止処分（本処分が行われた場合は当該本処分）の解除の後に初めて特定免許情報の記録を受ける場合（停止期間の満了又は停止処分の解除後に免許証又は免許情報記録の有効期間の更新（以下「免許証等の更新」という。）を受け、又は当該免許以外の免許を与えられた者等は除く。以下「初回の特定免許情報の記録」という。）に、特定免許情報記録手数料は徴収しないとされていること（法第112条第１項第４号の２及び道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第43条第４項第１号）に留意し、特定免許情報記録手数料の誤徴収の絶無に向けた措置として別に定める点数制度による行政処分に関する事務処理要領に記載する措置を講ずることを徹底すること。

第７　弁明の機会の供与

１　法第103条の２第２項（法第107条の５第10項において準用する場合を含む。）の規定による弁明の機会の供与は、仮停止等の処分通知書によって行うこととしているが、当該処分通知の際には、重ねて弁明の機会のある旨を口頭で説明するとともに、併せて次の事項を教示しておくこと。

(1)　弁明は、特別な事情がない限り署等で行う。

(2)　弁明は、あらかじめ指定した日（処分をした日から起算して５日以内）までの間に行うこと。ただし、特にやむを得ない事情があれば、弁明の日時を変更することができる。

(3)　弁明は、口頭による弁明に代えて弁明書を提出して行うことができる。

２　仮停止等を受けた者又はその代理人から口頭による弁明が行われたときは、署長等が指名した巡査部長以上の警察官は弁明調書を作成すること。

３　弁明を録取した場合には、速やかにその内容を署長等に報告させること。

４　署長等は、仮停止等を受けた者又はその代理人の弁明の内容を審査した結果、仮停止等をすることが適当でないと認めたときは、免許センター長に連絡したうえで本部長の指示を受け、その処分を取り消すこと。

この場合には、当該処分を受けた者に対し、速やかにその旨を通知するとともに、仮停止等を受けた者が、処分に際して免許証又は国際運転免許証等を提出した者である場合は、提出されている免許証又は国際運転免許証等を返還し、処分に際して免許情報記録の抹消を受けた者が、特定免許情報の記

録を申請する場合は、その者の個人番号カードに特定免許情報を記録すること。

第８　仮停止通知書等の送付

１　仮停止等をした署長等が規則別記様式第19条の３の仮停止通知書又は仮禁止通知書及び当該処分を受けた者から提出を受けた免許証等（免許証又は国際運転免許証等の提出を受けた場合に限る。以下「仮停止通知書等」という。）を処分を受けた者の住居地を管轄する公安委員会に送付するときは、次のとおりとする。

(1)　送付先が本県の公安委員会である場合

仮停止通知書等と当該事案に係る本処分の関係書類を免許センターを経由して公安委員会に送付すること。

(2)　送付先が他の公安委員会である場合

仮停止通知書等と当該事案に係る事案発生地の公安委員会から関係公安委員会宛ての行政処分関係書類送付書及びその添付書類を併せて、仮停止等の処分を行った署長等から免許センター長を経由して関係公安委員会宛てに送付すること。

２　仮停止通知書等の送付は、次によること。

(1)　送付途中において、免許証又は国際運転免許証等が紛失することのないよう配意すること。特に他の公安委員会に送付する場合は、必ず書留速達郵便にすること。

(2)　送付手続は、仮停止等の決定をしたときからおおむね３日以内に行うこととし、送付先が他の公安委員会である場合は、原則として当該事案に係る本処分の意見の聴取期日の５日前までに到着するように送付すること。

なお、他の公安委員会に送付する場合において、書留速達郵便によっても、所定の期日までに到着することが困難と認められる場合は、意見の聴取準備に必要な事項を別途電子メール等によって通報するなど便宜措置を講ずること。

第９　警察庁情報処理センターに対する登録手続

１　仮停止等をした署長等から第４の１による報告を受理した免許センター長は、仮停止等を受けた者の氏名、生年月日、性別及び免許証番号（仮停止を受けた者がマイナ免許証を有する者である場合は免許情報記録番号）を確認し、速やかに事故登録を行うこと。

２　事故登録に伴う警察庁情報処理センターからの点数通報を受理した場合に、仮停止等を受けた者の住所地が他の公安委員会の管轄区域内にあるときは、直ちにその者に係る点数通報書を他の行政処分関係書類とともに住所地

を管轄する公安委員会に送付すること。

第10　意見の聴取の期日及び場所の通知

仮停止等事案に係る本処分は、原則として意見の聴取該当事案となるので、仮停止等の期間内に本処分を行うためには、その期間内に意見の聴取が行われるようにする必要がある。そのため、意見の聴取の期日及び場所については、次により速やかに通知すること。

1　意見の聴取を行うのが本県の公安委員会である場合

(1)　免許センター長は、第４の１による報告を受けた事案が意見の聴取該当事案であると認めたときは、直ちに意見の聴取の期日及び場所を決定し、当該報告をした署長等に対し、被処分者に対する意見の聴取通知書の交付方を指示すること。

(2)　指示を受けた署長等は、仮停止等の処分通知の際に併せて意見の聴取通知書を交付して意見の聴取の期日及び場所を通知し、被処分者から受領書を徴しておくこと。

2　意見の聴取を行う公安委員会が他の公安委員会である場合

(1)　他の公安委員会から第４の１による連絡を受けた場合は、当該事案が意見の聴取該当事案であると認めたときは、直ちに意見の聴取の期日及び場所を決定し、事案発生地を管轄する公安委員会に対し、被処分者に対する意見の聴取通知書の交付方を依頼すること。

(2)　免許センター長は、他の公安委員会から意見の聴取通知書の交付方を依頼された場合は、仮停止等の処分を行った署長等に対し、依頼に係る意見の聴取通知書の交付方を指示すること。

(3)　指示を受けた署長等は、１の(2)の要領で意見の聴取の通知を交付し受領書を徴しておくこと。

3　意見の聴取通知書の交付方について指示又は依頼を受けた署長等は、意見の聴取通知書に所要の事項を記載し、公安委員会又は警察本部長名欄に関係都道府県名を記載したものを複写で正副２通を作成し、正本は被処分者に交付し、副本は控えとして事務取扱者等を証明する文書として利用すること。

4　署長等が他の公安委員会から依頼を受けて交付する意見の聴取通知書には、別記要領により、依頼を受けて交付するものである旨を記載して交付すること。

5　意見の聴取通知書の副本には、署長等名及び印並びに交付担当職員の階級、氏名及び押印するようにすること。

6　意見の聴取通知書の副本は、第８の仮停止通知書と同時に関係公安委員会に送付すること。

7　仮停止等の処分事由に該当する事案が年末年始等の時期に発生し、仮停止等の期間内に意見の聴取を行うことができない場合であっても、その他の場合と同様仮停止等の処分を行い、意見の聴取の期日及び場所も、処分の通知の際に併せて行うこと。この場合において、仮停止等の期間を経過したときは、免許証又は国際運転免許証等は返還しておくこと。

別記

●●公安委員会

この意見の聴取通知書は、　　の依頼により通知するものである。

●●警察本部長

年　　月　　日

警察署長　印

別　添

仮停止等事案発生即報要領

１　報告、連絡要領

(1)　この即報は、発生した事案が仮停止等に該当する事案であるか否か、及び免許の取消し又は停止に該当する事案であるか否かの判断をするための資料となるものであるから、適確な判断ができるに足る内容のものでなければならず、また事案の真相が誤りなく伝達できるものでなければならないことに注意すること。

(2)　報告に当たっては、まず、事案の概要を第一報し、その後事案の真相が判明するに従い、逐次報告するようにすること。

(3)　報告終了後、既に報告した内容に変更を来す新事実を発見したときは、速やかに追加又は訂正の報告をすること。

２　様　式

別紙のとおり。

３　記載要領

(1)　被処分者欄

①　本　籍

都道府県名（外国人の場合は、国籍）のみを記載すること。

②　住　所

事案発生時における被処分者の住所地を記載すること。

③　氏　名

被処分者の氏名を記載すること。

④　性　別

該当する性別を〇で囲むこと。

⑤　生年月日

生年月日及び満年齢を記載すること。

⑥　免許種別

該当欄の上部に〇印を付すること。

⑦　免許証番号

免許証を有する者については、所持する免許証の免許証番号、交付年月日及び交付公安委員会名を記載すること。

⑧　免許情報記録番号

マイナ免許証を有する者については、免許情報記録番号、記録等年月日及び記録等公安委員会名を記載すること。

⑨　事案発生時に運転していた車両の種類を記載するとともに、自家用、事業用の別について○で囲むこと。

(2)　処分理由欄

⑩　発生日時

事案発生の日時を記入すること。

⑪　発生場所

事案発生の場所及び路線名を記載すること。

⑫　違反行為

事故原因となった違反行為名、当該違反行為に係る法の該当条項号及び罰条の該当条項号を記載すること。

⑬　事故の形態

事故の形態を簡記すること。

（記載例）

○　車両相互の追越し時正面衝突

○　車両相互の右折時側面衝突

○　車両の単独転落

○　車両対人の対面通行中衝突

○　車両対人の交差点横断歩道横断中衝突

⑭　事故原因となった違反行為の内容及び事故の概況

事故原因となった違反行為の内容と事故の概況を簡記すること。

なお、即報の時点では、添付書類がないため、事案の内容はこの欄の記載内容が仮停止等の適否を判断する上で唯一の資料となるので、事実（証拠）に基づいて違反行為と事故との相関関係を具体的に記載するほか、

ア　第１当事者が相手方を発見し、衝突（接触、追突）に至るまでの当事者の動静

イ　事故を回避するためにとった処置（又はとれなかった状況）

ウ　衝突（接触、追突）箇所等を簡記して事故の状況

を明確に表現すること。

（記載例）

例１　酒酔い運転による死亡事故

被処分者は、酒に酔い（呼気１リットルあたり0.5ミリグラム以上検知）、正常な運転ができないおそれがあることを知りながら、普通乗用車を運転し、前方に対する注意を欠いて進行（時速約50キロメートル）したため、進路の左側に同一方向に向けて駐車中の普通貨物自動車を直前で発見し、危険を感じ急ブレーキをかけたが及ばず、自動

車のバンパー左側で駐車車両の後部に追突し、自車の助手席に乗っていた被害者を死亡させたものである。

例２　無免許運転による死亡事故

被処分者は、自己の免許では運転できない普通乗用車を運転して進行（時速約40キロメートル）中、道路右から横断中の歩行者を約15メートル先に発見し、一時停止すべくブレーキを踏もうとしたところ、ブレーキとアクセルを踏み違えたため、暴走し、慌ててハンドルを左に切ったが及ばず、自動車の右バンパーで被害者を跳ね飛ばし、死亡させたものである。

⑮　被害者の生年月日

被害者の生年月日及び年令を記載すること。

なお、被害者が多数ある場合は、主たる者１名について記載すること。

⑯　被害者の性別

⑮に記載した者の性別を○で囲むこと。

⑰　被害者の状態

該当事項の□印を○で囲むこと。

「その他」の場合には、（　）内に具体的にその状態を記載すること。

（記載例）

路上作業中、路上遊戯中、屋内居住者等

⑱　被害状況

当該事故による被害の項目別合計を記載すること。

⑲　不注意の程度

不注意の程度の認定については、「点数制度による行政処分事務に関する事務処理要領」の別表第１の不注意の程度の認定基準に基づいて行うこと。

⑳　過去１年以内の行政処分歴

免許の停止等の処分の始期が、過去１年以内にあるものを全部記載すること。

㉑　身柄措置

身柄の措置については、該当するものの□印を○で囲み、逮捕日時、釈放日時は、それぞれの日時を記入すること。送致時における身柄措置欄は、即報時において送致済みの場合、その身柄の有無について該当する□印を○で囲むこと。

㉒　事故時免許証携帯の有無

該当する□印を○で囲むこと。

㉓　仮停止の期間

当該事故による仮停止の期間を記載すること。

(3)　備考欄

被処分者、被害者その他関係者の申立事項、その他必要な事項を記載すること。

別紙

仮停止等事案発生即報

発信年月日	年　月　日　前/後　時　分			
発信者		仮停止事案取扱警察署名		事件番号
受信者				

被処分者	①本籍				
	②住所				
	③氏名		④性別	男	⑤生年月日
	氏名コード			女	明・大・昭・平　年　月　日生（　歳）

⑥免許種別	大型	中型	準中型	普通	大特	大自二	普自二	小特	原付	け引	大型	中型	普通	大特	け引	大型	中型	準中型	普通	⑩違反車両		自家用
	第一種免許										第二種免許					仮免許						
⑦免許証番号	第　号　年　月　日　公安委員会交付																					事業用
⑧免許情報記録番号	第　号　年　月　日　公安委員会記録等																					

処分理由

⑩発生日時	年　月　日　前/後　時　分頃		
⑪発生場所		路線名	
⑫違反行為	違反（法第　条第　項第　号、法第　条第　項第　号）		
⑬事故の形態			
⑭事故原因となった違反行為の内容及び事故の概況	（目撃者　□有　□無）		

被害者	⑮生年月日	明・大・昭・平・令　年　月　日生（　歳）	⑯性別	男	女
	⑰被害者の状態	□歩行者□同乗者□被害車両の運転者□被害車両の同乗者□その他（　）			

⑱被害状況	死亡	負傷		治療日数	物損（車両、家屋、その他）	⑲不注意の程度	重い	軽い
		重傷	軽傷					

⑳過去１年以内の行政処分歴	処分年月日	処分日数	処分種別	短縮日数
	・　・　・	日		日
	・　・　・	日		日
	・　・　・	日		日

<table>
<tr><td rowspan="3">㉑身柄措置</td><td colspan="4">□身柄不拘束 □現行犯逮捕 □通常逮捕 □緊急逮捕</td></tr>
<tr><td>逮捕日時</td><td>年　月　日 前後　時　分</td><td rowspan="2">送致時における身柄措置</td><td rowspan="2">□有
□無</td></tr>
<tr><td>釈放日時</td><td>年　月　日 前後　時　分</td></tr>
<tr><td colspan="2">㉒ 事故時免許証携帯の有無</td><td colspan="3">□ 有　　□無</td></tr>
<tr><td colspan="2">㉓ 仮 停 止 の 期 間</td><td colspan="3">月　日から　月　日まで（　日間）</td></tr>
<tr><td colspan="2">備　　考</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">発信年月日</td><td colspan="3">年　月　日　前・後　時　分</td></tr>
<tr><td colspan="2">発 信 者</td><td></td><td>受 信 者</td><td></td></tr>
</table>